

令和8年度デジタルドリル活用型にいがた版
リーディングスクール実証事業支援業務仕様書

令和8年3月6日

新潟県教育庁義務教育課

目次

1	委託業務名	2
2	目的	2
3	委託期間	2
4	業務履行場所	2
5	委託業務の内容	3
	（1）プロジェクト計画書の作成	3
	（2）実証校への支援	3
	（3）事業検証及び好事例の共有のための業務支援	5
	（4）コミュニケーション、定例報告及び業務打合せ	6
	（5）その他提案可能な支援	7
6	成果物	7
7	納品場所	7
8	全般的事項等	8
9	その他	9

1 委託業務名

令和8年度デジタルドリル活用型にいがた版リーディングスクール実証事業支援業務

2 目的

新潟県の学力の実態（令和7年度全国学力・学習状況調査より）を見ると、全国学力・学習状況調査において、全国平均と比較して一部教科で得点が下回る傾向が見られる。特に小学校6年生の国語や算数、理科において、思考力や表現力を問う問題での正答率が低く、基礎的な知識の定着に課題があることが明らかになっている。また、学力の地域差も存在し、都市部と中山間地域での教育環境の格差が学力に影響を与えていると考えられる。

このような学力低下の背景には、家庭や地域の教育力の低下、ICTの活用不足、教員の多忙化など、複合的な要因があるとされている。特に、家庭での学習習慣の定着が不十分であることや、授業外での学習時間の確保が難しいことが、学力の伸び悩みに影響していると指摘されている。また、教員が個別の学習支援に十分な時間を割けない現状も、子どもたちの理解の定着を妨げている要因の一つである。

こうした課題に対して、新潟県では「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、授業改善やICTの積極的な活用、家庭や地域との連携強化を進めている。特に、子ども一人ひとりの学習状況を把握し、個別最適な学びを提供する取組が求められている。今後は、学力の底上げとともに、学ぶ意欲や自己肯定感を育む教育環境の整備が重要となる。

そこで、本事業では、授業と家庭学習の接続を図るとともに、家庭学習の充実・習慣化及び基礎学力の底上げを図るため、県内に「令和8年度デジタルドリル活用型にいがた版リーディングスクール実証校」（以下「実証校」という。）を設定する。実証校において好事例を創出し、その成果を県内の義務教育諸学校に普及することで、県全体の学力向上につなげるための支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日までとする。

4 業務履行場所

本県が指定又は承認した場所

5 委託業務の内容

(1) プロジェクト計画書の作成

本業務の目的、内容、進め方等について委託者と受託者間で共有、合意するため、全ての業務内容を網羅する内容とし、以下の項目を含めてプロジェクト計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

- ・プロジェクトの定義
- ・基本スケジュール
- ・業務実施内容
- ・成果物
- ・実施体制
- ・コミュニケーション計画

なお、作成したプロジェクト計画書は、プロジェクトの進捗状況に応じ、必要に応じて見直すこととし、更新の都度、委託者の承認を得ること。

(2) 実証校への支援

本事業の目的を踏まえて、実証校に対して以下の業務を行うこと。

ア 令和8年度実証校の実態調査

実証校は、表1の候補校の中から4校（小学校2校、中学校2校）を選択し提案すること。なお、選択する際の留意点は、表2のとおり。

実証校それぞれの児童生徒の学力や家庭学習習慣、授業の傾向の実態を調査すること。その際、予備的な調査として、市町村教育委員会や実証校などのヒアリングも可能とする。なお、既存調査である全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT、CRT）、デジタルドリルのログ、アンケート等の情報は個人が特定されないように、学級集団及び実証校全体の傾向を把握するデータに整えたものを実証校及び実証校を所管する市町村教育委員会の承諾があれば本調査の目的利用を認める。

加えて、受託者が実証校の実態を把握するための独自調査について提案することを認める。この場合、「2 目的」に示す課題解決の状況をどのような観点によって図り、「(3) 事業検証及び好事例の共有のための業務支援①」に示す「報告・提言するための資料」においてどのようなデータ（定性的・定量的）を示すか、調査の実施時期、回数、内容等、調査の具体について受託者から提案すること。

なお、実施調査開始前に、提案内容の詳細について受託者に説明し、承認を得ること。

表1 実証候補校

	学校名	学年 (学級数)	デジタルドリル	使用教科書
①	ドリル野市立 あおば小学校	4年 (2) 5年 (2) 6年 (2)	ドリルパーク (ベネッセコー ポレーション)	算数 (学校図書)
	ドリル野市立 さくら中学校	1年 (2) 2年 (3) 3年 (2)		数学 (東京書籍)
②	パーク市立 砂場小学校	4年 (2) 5年 (2) 6年 (2)		算数 (学校図書)
	パーク市立 滑り台中学校	1年 (2) 2年 (2) 3年 (2)		数学 (学校図書)
③	ライブラリア町立 みらい小学校	4年 (1) 5年 (1) 6年 (1)	e ライブラリア ドバンス (ライズ)	算数 (学校図書)
	ライブラリア町立 ことば中学校	1年 (1) 2年 (1) 3年 (1)		数学 (学校図書)
④	ライズ村立 みどり小学校	4年 (1) 5年 (1) 6年 (1)		算数 (学校図書)
	ライズ村立 みどり中学校	3年 (1)		数学 (東京書籍)
⑤	キュビナ村立 ひかり小学校	4年 (2) 5年 (2) 6年 (3)	Qubena (COMPASS)	算数 (学校図書)
	キュビナ村立 つばさ中学校	1年 (1) 2年 (2) 3年 (1)		数学 (啓林館)
⑥	コンパス町立 まるい小学校	4年 (1) 5年 (1) 6年 (1)		算数 (学校図書)
	コンパス町立 まるい中学校	1年 (1) 2年 (1) 3年 (1)		数学 (啓林館)

※学校名はイメージです。

別紙「実証候補校.xlsx」に掲載しています。

パスワードの問合せは、実施要領「14 問合せ先」に御連絡ください。

表2 実証校を選択する際の留意点

1	実証校は候補校の中から、小学校2校、中学校2校を選択すること。
2	同一市町村を選択すること。 例) ①と②の組合せ、②と③の組合せ (表1の番号を参照) ※選択方法によって、デジタルドリルは2種類又は1種類となる。
3	機能や特徴、活用方法を熟知しており、受託者から実証校へ高度な助言が可能なデジタルドリルを採用している学校を選択すること。
4	実証校の支援の教科は、算数、数学とする。なお、小学校4～6年、中学校1～3年の全学級を対象とすること。ただし、支援の内容は一律とせず、調査のみ全学級対象とするなど、受託者が提案し、委託者の承認を得た上で決定するものとする。

イ 令和8年度実証校支援

受託者は、実証校の支援を行うにあたり、委託者と調整の上、現地訪問（オンラインも含む）の日程、訪問時の支援内容、参加者、開催方法等について支援計画を策定すること。

なお、各校の現地訪問（オンラインも含む）は、2か月に1回、年5回程度の支援を行うこと。

また、支援内容が重なり、合同開催の方が効率化の図られる場合、受託者は委託者及び実証校と相談の上、複数校で同時開催するなどの調整も可能である。

現時点で想定される支援内容の表3に例示する。

表3 実証校への支援内容例

	概要	備考
①	活用支援	・デジタルドリル活用促進のため教員への操作支援や活用方法の助言など
②	校内研修支援 ア 家庭学習習慣化のための活用研修 イ 研究主任、管理職向け支援	・課題配信研修 ・課題への取組状況の把握 ・学校の教育活動（帯学習など）への位置付けなどデジタルドリルの利用の習慣化の提案 ・基礎学力の定着 ・家庭学習の習慣化に向けた教員への仕掛けづくり助言 ・デジタルドリルの稼働状況把握の方法（ダッシュボードの見方）

（3）事業検証及び好事例の共有のための業務支援

ア 事業検証委員会の業務支援

委託者が事業の成果を検証するために実施する「事業検証委員会」（年2回、オンラインで実施）の運営を支援すること。

① 受託者は、実証校の取組の状況や成果及び課題、次年度の展望について報告・提言するための資料を作成すること。現在想定している「事業検証委員会」の概要を表4、「事業検証委員会」の構成を図1に示す。なお、資料は、委託者の承認をもって完成とする。

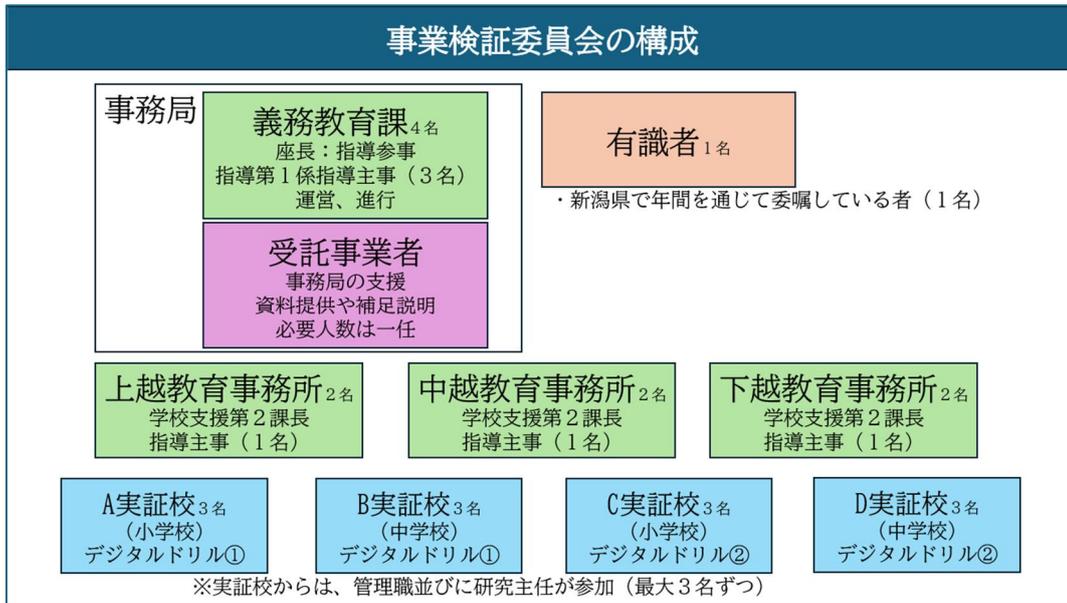
また、資料作成以外に可能な支援内容があれば提案すること。

② 本委員会の構成とは別に、デジタルドリルの機能についての補足説明、活用事例の紹介等、本事業を促進するために、受託者が推薦し、委託者が認める者のオブザーバー参加を可能とする。受託者からの推薦も可能とする。ただし、受託者が推薦したオブザーバーに係る経費については、全て委託費に含めること。

表4 事業検証委員会の概要

	実施日	作成内容
第1回	令和8年9月中旬 (90分)	実証校の実態調査の結果概要、実証校の支援計画、事業の進捗状況について① など
第2回	令和9年2月上旬 (90分)	事業の進捗状況について②、事業の成果と課題、次年度に期待すること、好事例紹介のアウトライン(案)提案 など

図1 事業検証委員会構成



イ 好事例の共有

本事業の検証と好事例を全県に向けて発信するための実証事業のまとめの詳細版と概略版をPDFで作成すること。

詳細版と概略のプロットから完成に至るまで、県が承認した段階で校了とすること。

(4) コミュニケーション、定例報告及び業務打合せ

本事業の円滑な推進を図ることを目的とし、定例報告会の他、業務打合せを実施する。

ア コミュニケーション

メールや電話等の問合せに加えて、受託業務の進捗状況を適宜確認できるよう、クラウドサービス（Microsoft Teams、slackのようなツール）を用いた課題管理及びコミュニケーションの方法を提案すること。なお、本サービスの構築や運用等にかかる経費は委託費に含めること。

課題管理状況について、月に1回程度、報告すること。報告は、対面又はオンラインとし、委託者の求めに応じた方法で実施すること。

なお、本業務の特性上、ヒアリングや打合せ等の対面作業が頻繁に発生する場合は想定され、必要に応じて速やかに対応することが求められる観点から、事業者（共同体の場合は少なくとも1社以上）の本支店又は営業所が新潟県内に1か所以上あり、作業従事者は常駐可能な者がいることが望ましい。

イ 定例報告及び業務打合せ

課題の管理状況について、月に1回程度、定例報告をすること。対面又はオンラインとし、委託者の求めに応じた方法で実施すること。

また、実証校への支援前後やその他受託業務の実施前後で、業務打合せを行うこと。その際、実施を定例報告と兼ねてもよいが、必要に応じて、実証校の教職員、市町村教育委員会の担当者や各教育事務所の指導主事が参加することも認めること。

なお、令和8年度の定例報告及び業務打合せは、合計15回程度を見込んでいる。

(5) その他提案可能な支援

本事業の目的を達成する上で、有益と思われる支援内容がある場合は、提案すること。なお、提案に当たっては、見積り限度額をトータルで上回ることがないようにすること。

6 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- ・原則、全て日本語で作成すること。
- ・電子データで提出するものとし、具体的な納期・形式・フォーマット等については、委託者と協議の上、決定すること。
- ・提出時に委託者からの承認を得ることとし、訂正を指示された場合は、直ちに訂正すること。

番号	成果物	内容	納期
1	プロジェクト計画	5 (1) のとおり	キックオフミーティングにて計画書を確認後、原則10開庁日以内 ※協議の上、調整可能。
2	調査結果共有資料	5 (2) アのとおり	令和8年6月末 ※調査時期や調査回数等によるため、委託者に承認を得たのち決定。
3	実証校支援計画	5 (2) イのとおり	令和8年7月末
4	実証校支援記録	5 (2) イのとおり	原則、定例報告時
5	事業検証委員会資料	5 (3) アのとおり	契約後指定する
6	好事例の共有資料	5 (3) イのとおり	令和9年3月末
7	その他本県と協議の上、必要と判断した成果物		随時

7 納品場所

新潟県教育庁義務教育課

8 全般的事項等

(1) 作業場所及び使用機材等

本業務の作業場所及び本業務の実施に必要な設備・機器については、委託者ら別途指示がない限り、受託者の責任において確保すること。

(2) 貸与物件・資料

本業務に必要な帳票・関係資料等については、受託者は委託者からの許可を受けて公開可能な資料等を借用又は閲覧できるものとする。

受託者は、本業務完了等により借用した資料等が不要になった場合、速やかに当該資料等を委託者に返却すること。また、当該資料等を複写している場合には、複写物を廃棄するとともに、廃棄した旨を書面で報告すること。

(3) 個人情報の保護

この業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。）について、受託者は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利権を侵害することないように、個人情報を適正に取り扱うこと。

業務上その個人情報について複写または複製の必要がある場合は、受託者は委託者の承認を得るものとし、業務終了後は受けた個人情報（複写・複製含む）について速やかに委託者に返却すること。

(4) 守秘義務

受託業務は、本業務の遂行上知り得た秘密を自ら利用し、又は外部に漏らし、若しくは他の目的に利用しない義務を負うものとする。本業務が終了した後においても同様とする。

(5) 第三者ソフトウェアの利用

本業務の実施にあたり、第三者ソフトウェアの利用が必要となる場合は、委託者及び受託者は、その取り扱いについて協議し、委託者又は受託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講ずるものとする。

(6) 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、次の場合に限り、委託業務の一部を第三者に再委託することができる。

ア) 本契約締結時における実施体制に定めるものである場合

イ) 委託者の承認を得たものである場合

受託者は、委託者の承認を得て受託業務の一部を第三者に再委託する場合、あらかじめ再委託に係る承認申請書を委託者に提出し承認を得なければならない。

受託者は、再委託する場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、委託者に

対して全ての責任を負う。この場合の受託者の責任は本契約終了後も有効に存続する。

受託者は、再委託する場合には、受託者が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。

9 その他

委託業務の内容等の細部及び記載事項に疑義が生じた場合は、委託者とその都度協議の上、決定する。

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者において協議の上、決定する。